

請願・陳情參考資料

平成 2 5 年 6 月 7 日

総 務 部

受理番号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
25年-12号 (H25.6.6)	総 務	鳥取県の「控訴」取下げを求める陳情書 『鳥取県児童手当差押え訴訟』原告を支援する会 外 個人4,811名（署名） 団体232団体（署名）	平成25年3月29日に判決言渡しのあった「滞納処分取消等請求事件（平成21年（行ウ）第3号）」については、判決の内容に不服があったことから、4月12日に広島高裁松江支部に控訴した。主な控訴理由は以下のとおりである。 ○ 原判決は、本件預金債権が差押禁止財産に該当すると解すべき事情は見出しがたいとしながら、本件差押処分及び後続する配当処分を違法と判断しており、最高裁判例（平成10年2月10日）を踏襲したものとなっていない。 ○ 国及び本県をはじめとする自治体の税務行政のみならず金融機関等の民間取引においては、上記判例に基づき業務を遂行しているが、原判決によれば業務に法的安定性を欠き、多大な影響が生じかねない。よって、上記判例との関係性など法律的な観点について上級審の判断を仰ぎたい。 ○ また、原判決の根拠を構成する種々の事実認定についても審理を尽くし、改めて判断を仰ぐこととする。 【参考】一審判決の概要（原判決主文） ○ 被告が原告の滞納に対して行った130,073円の配当処分を取り消し、被告は原告に対し、同額を返還すること。 ○ 慰謝料200,000円（請求額1,000,000円）、弁護士費用50,000円（請求額100,000円）及びそれらに対する平成20年6月11日（差押時点）から支払時まで年5分の割合による金員を支払え。 ○ 訴訟費用は、原告3、被告7の割合で負担する。